

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究  
第一號拔刷 二〇一三年三月發行

珣生三器釋讀

木  
村  
秀  
海

# 琺生三器釋讀

木村秀海

## 一、問題の所在

琺生三器とは五年琺生簋、六年琺生簋、五年琺生尊の三器のことである。三器のうち五年琺生簋、六年琺生簋は傳世の器であり、兩器の銘文についてはすでに百年以上前に孫詒讓①の釋讀がある。次いで郭沫若②、楊樹達③、陳夢家④、白川靜⑤でも釋讀がなされた。これら初期の研究者たちは、編鐘以外には銘文を複數器に分けて書いたものがないと云う意識を持っていたので、五年琺生簋は「佳五年正月己丑」から始まり「琺生則董圭」を末尾とする獨立した銘文、六年琺生簋は「佳六年四月甲子」から始まり「其萬年、子子孫孫永寶、用高子宗」を末尾とする獨立した銘文として扱い、その觀點から釋讀した。そのため十分な釋讀ができず、銘文中の人物關係も把握できず、通讀もうまく行かなかつた。ために、この兩器銘文は西周金文中有數の難讀銘文とされてきた。

これを一變させたのが林滙⑥で、今まで知られていなかった器影が見つかり、大きさ、器形、紋様が同じであることを論據に、「兩器の銘文は五年琺生簋の「佳五年正月己丑」から始まり六年琺生簋の「其萬

年、子子孫孫永寶、用高子宗」を末尾とする通常の形式の銘文で、二器に分書しているが、内容は連續していると云う畫期的なものであった。この論文では、兩器銘文は「僕庸土田」の分割をめぐる問題を一貫して記して、五年琺生簋はその發端と途中經過の一部、六年琺生簋は經過の續きと終結の部分であり、銘文中の三對二或いは二對一の比率はその分割比であるとした。この論文はこれまでの蒙を啓くものであったので、私はこれに影響を受け、木村⑦において釋讀を試み、兩器銘文は裁判と關係があり、三對二或いは二對一の比率は裁判費用の負擔割合であると考えた。しかし、今日になってみると、この裁判費用の負擔割合とする私見は誤りであり、「僕庸土田」の分割比率説が正しいわけだが、林滙⑥には兩器銘文が裁判と關連があることの指摘が抜け落ちている。この點では銘文は未だに正確に釋讀されてはいない。

この狀況に一石を投ずる五年琺生尊が、近年、陝西省扶風縣五郡西村の青銅器窖藏から發掘された。發見當初から五年琺生尊は五年琺生簋、六年琺生簋と同一事件を記述した一連の銘文であることが指摘され、内容の重要さから多くの論文が發表された。しかし、銘文中の人

物關係や内容の把握は一定せず、参考文獻に擧げているように各人各様の解釋が亂立しているのが現状である。亂立の原因は二つあると思う。まず第一は銘文中の會話の語法の問題である。殷代の銘文は短文であるが、西周時代になると長文の銘文が現れてくる。現代では文章を書く場合、會話の部分は直接語法か間接語法に整理して書くのが普通であるが、長文が定著しつつあった西周時代には語法の整理が行われず、直接語法と間接語法が混在する形で書かれている。これは會話が比較的多く出てくる西周時代の裁判關係の銘文に多く見られる傾向で、當時はまだ文章の修辭が未發達であつたからにほかならない。従來の釋讀ではこの點を見逃しているために、人物關係に混亂が生じている。第二は五年琺生簋や六年琺生簋の「諫」、五年琺生尊の「束」という字の問題である。これらの字は林澧<sup>⑥</sup>で初めて「諫」「束」と隸定され、以後、その隸定が多くの釋讀では行われている。しかし、六年琺生簋の「獄諫」という語から見て、これらの字は獄訟と關係がある字であることは間違いない、「諫」「束」字の異構の一つとするべき字であると思う。この隸定の誤りによって三器の獄訟が債務を記した部分と誤釋されたばかりでなく、その他の釋讀にも少からぬ影響を及ぼしている。

三器の銘文にはこれら二つの問題点だけでなく、人物關係、作器の事情など多くの問題が残されている。よつて、三器の銘文の全篇を釋讀し直すことにしたい。

## 二、銘文

まず、三器の銘文を五年琺生尊、五年琺生簋、六年琺生簋の順であげておく。三器冒頭の紀年は五年琺生尊の場合は「佳五年初吉」、五年琺生簋は「佳五年正月己丑」、六年琺生簋は「佳六年四月甲子」となっている。この紀年に從えば五年琺生尊、五年琺生尊、六年琺生簋の順になるのだが、後述するように、五年に五年琺生尊が作られ、六年に五年琺生簋と六年琺生簋が一組で作られたことが明らかなので、作製年代順に並べることにする。

・五年琺生尊『文物』二〇〇七年第八期一九頁圖三一、二〇頁圖三二）  
 佳（唯）五年九月初吉。盥（召）姜曰（貽）琺生（甥）貳（幣）  
 五幅（尋）・壺兩。君氏命曰「余老止（矣）。我僕（附）章（壙）  
 社（徒）田多束（諍）。弋（式）許、勿吏（使）散亡。余宥（取）  
 其參、宥（取）其貳。其執（兄）公、其弟乃余。龜（惠）大章  
 （璋）、報窳（婦）氏帛束・璜（衡）一。有嗣眾（皆）彝（賜）兩  
 辟（璧）。琺生（甥）對揚朕宗君休、用乍（作）盥（召）公隣簋  
 （彝）。用斲（祈）壺（通）泉（祿）、得屯（純）、霽（靈）冬（終）、  
 子孫永寶用止（之）高（享）。其又（有）敢鬻（亂）、茲命曰「女  
 （汝）事盥（召）人、公則明亟（殛）」。



图1 五年珮生尊

五年珮生簋 (集成四二九二)

佳(唯) 五年正月己丑。珮生(甥) 又(有) 事。盥(召) 來合  
事。余猷(婦) 氏曰(貽) 壺、告曰「曰(以) 君氏令(命)」。

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究 第一號



图2 五年珮生簋

• 六年珮生簋 (集成四二九三)

佳(唯) 六年四月甲子、王才(在) 葦。盥(召) 白(伯) 虎告

曰「余老止(矣)。公僕(附) 壺(壙) 土(徒) 田多諫(諍)。弋  
(式) 白(伯) 氏從許、公宕(取) 其參、女(汝) 則宕(取) 其貳。  
公宕(取) 其貳、女(汝) 則宕(取) 其二」。余寡(惠) 于君氏  
大章(璋)、報婦(婦) 氏帛束·璜(衡)。盥(召) 白(伯) 虎曰  
「余既臙(訊)、戾(厭) 朕考我母令(命)。余弗敢鬻(亂)。余或  
(又) 至(致) 我考我母令(命)」。珮生(甥) 則董(覲) 圭。

曰「余告慶」。曰「公卒(厥)稟貝用獄諫(諍)、爲白(伯)。又(有)車(底)又(有)成。亦我考幽白(伯)幽姜令(命)、余告慶。余呂(以)邑嚙(訊)有嗣(司)、『余典、勿敢封』。今既嚙(訊)有嗣(司)曰『戻(服)令(命)。今余既一名(銘)典、獻、白(伯)氏則報辟(璧)」。珮生(甥)奉揚朕宗君其休、用乍(作)朕刺(烈)且(祖)噩(召)公嘗毀。其萬年、子子孫孫永寶、用高(享)于宗。

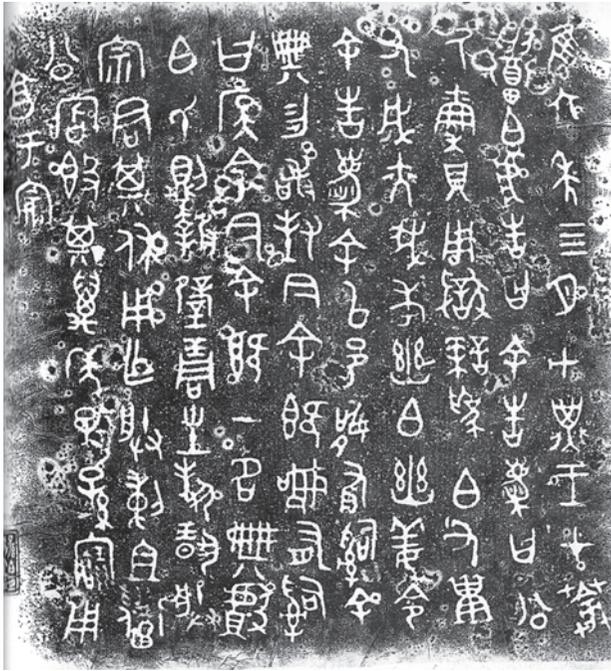


図3 六年珮生簋

### 三、話法の混在

銘文中の會話には話法の混在がある。ここではそれを指摘して置きたい。

五年珮生尊の冒頭部分の婦氏が君氏の言葉を傳言した箇所は全て直接話法で次のように書かれている(傍線部分は直接話法、波線部分は間接話法)。

・五年珮生尊

「余老止(已)矣。我僕(附)章(墉)仕(徒)田多諫(諍)。

弋(式)以(許)勿吏(使)散亡。余宕(取)其參、宕(取)其貳」

ところが、同じことを五年珮生簋では次のように表現している。

・五年珮生簋

「余老止(已)矣。公僕(附)章(墉)土田多諫(諍)。弋(式)以(伯)氏從許、公宕(取)其參、女(汝)則宕(取)其貳、公宕(取)其貳、女(汝)則宕(取)其一」

五年珮生簋では「余」だけが直接話法で、他は間接話法になっている。直接話法なら、君氏が婦氏に傳言した會話の「公」は「余」か「我」であり、君氏の子である召伯虎にも尊稱は用いられずに「虎」となっ

ていたはずである。作器時に瑠生が自己の宗君と次代の宗君である召伯虎に敬意を込めて「余」「我」「虎」を尊稱に換えたと考えられる。西周時代の裁判關係金文は、他に比べ比較的會話が多いが、その中でも直接話法や間接話法が整理されずに書かれていることが多い。これは文章を書くことが未熟であることや、無理に敬稱を使用しようとすることから生じたと考えられる。ともあれ、五年瑠生簋を直接話法で傳達したとすれば、次のようになったはずである。

「余老止（已）矣。我僕（附）壺（壙）土田多諫（諍）。弋（式）以（以）虎從許、余宥（取）其參、瑠生則宥（取）其貳、余宥（取）其貳、瑠生則宥（取）其一」

同じことが六年瑠生簋にも見られる。

・六年瑠生簋（直接話法と間接話法の混在）

「公卒（厥）稟貝用獄諫（諍）、爲白（伯）。又（有）祇又（有成）。亦我考幽白（伯）幽姜令（命）、余告慶。余曰（以）邑囂（訊）有嗣（司）、『余典勿敢封』、今既囂（訊）、有嗣（司）曰『辰令（命）、今余既一名典、獻』、伯氏則報璧」。

これも直接話法に整理し直すと次のようになったはずである。

「公卒（厥）稟貝用獄諫（諍）、爲余。又（有）底又（有成）。

亦我考幽白（伯）幽姜（命）、余告慶、余曰（以）邑囂（訊）有嗣（司）、『余典勿敢封』、今既囂（訊）、有嗣（司）曰『辰令（命）、今余既一名典、獻』、余則報璧」。

#### 四、人物關係

三器の銘文中には鬻姜、瑠生、婦氏、伯氏、公、宗君、鬻公、鬻伯虎、伯、幽伯、幽姜と云う人物が登場している。従前の解釋では止公と云う人物も登場していたことになっていたが、五年瑠生尊の發見でそれは消えた。これらを整理してみると、次のようになる。

六年瑠生簋末尾の鬻公は瑠生から見て「朕刺（烈）且（祖）」と呼ばれているので、初代の鬻公であった鬻公奭を指しているのは間違いない。五年瑠生尊で瑠生に壺などを贈った鬻姜は五年瑠生簋では婦氏となつていたので、婦氏は鬻姜である。六年瑠生簋の宗君は五年瑠生簋・五年瑠生尊では君氏と呼ばれている。當時は宗族の長を宗君、その妻を宗婦と稱した。君氏・婦氏はそれらの尊稱である。當初生きていた君氏・婦氏は六年瑠生簋の作製時には既に物故して鬻伯虎に「我考幽伯幽姜」と呼ばれている。だから、鬻姜・幽姜・婦氏は同一人物であり、宗君・幽伯・君氏も同一人物である。二人は鬻伯虎の實父母である。五年瑠生簋の婦氏の傳言中の「公」は五年瑠生尊では「我」。「余」と表現されているので君氏への敬稱で、従來の解釋のような別の人物ではない。六年瑠生簋の「伯」は瑠生から見ての呼稱で鬻伯虎を指し、これもまた別に伯と云う登場人物がでてくるわけではない。

瑠生は六年瑠生簋で自己を「事鬻人（鬻に事ふる人）」と表現して

いるので、鬯某と云う正式な名があったのだろう。瑊はもともと

・函皇父鼎（集成二七四五）

函皇父乍（作）瑊嬪（嬪）盤盃罍器、鼎設具、自家鼎降十又設八、

兩壺・兩壺、瑊嬪（嬪）其萬年、子子孫孫永寶用

にあるように嬪（嬪）姓の氏の名である。張亞初<sup>⑧</sup>の「西周銘文所見

某生考」によれば、母が瑊氏（嬪姓）の出自であれば、子は「瑊生（甥）」

のように呼ばれると云う。

宗君（幽伯）と瑊生の關係は五年瑊生尊に「其兄公、其弟乃余」と

あって兄弟の關係にあるが、五年瑊生尊關係の論文の多くは同父の兄

弟ではなく、族兄弟であったと解している。瑊生には

・瑊生作宮仲鬲（集成七四四）

瑊生（甥）乍（作）文考寃（宮）中（仲）罍鬯、瑊生（甥）其萬

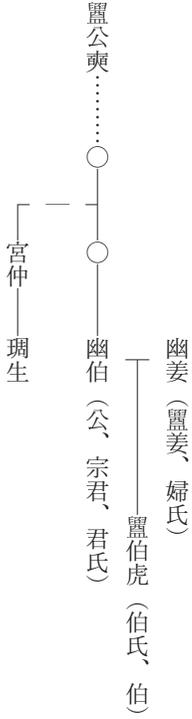
年、子子孫孫永寶用言（享）

と云う銘文があって、「宮仲」が父であることが明白であるからであ

る。系譜中のどの段階で鬯氏の直系から分かれたかは正確にはわから

ないが、そう遠くはないであろう。

以上をまとめて圖にすると次のようになる。





の宗君の退隱による盟氏の代替わりが契機となり、分室の件が持ち上がったと考えられる。

分室するには、當事者の納得の上で、分室の配分を定める。具體的にはどの田土が誰の持ち分になり、どの人民が誰の持ち分になるかを決める必要がある。西周中期以後は田土と人民の交換・賣買をめぐる紛争が頻發し、それらを記した金文が出土する。これは貴族たちが讓渡や賣買を長期にわたって繰り返して、中には契約を反故にしたりして、貴族の所有する土地や人民の所有關係が錯綜していた。盟氏も例外ではなかったはずで、この「我僕章仕田多東(諍)」はそれを物語っている。

「僕章仕田」の僕は『毛詩』大雅・既醉「景命有僕」の毛傳に「僕、附也」とあり、「附」と訓む。西周金文では先秦文獻の司徒を嗣土と書くことが多いが、「仕」を使って嗣仕とも書くので、「仕田」は徒と田を表すのであろう。即ち「僕(附)章(墉)仕(徒)田」とは采邑に附隨している人民と田と云う意味である。

「多東」の東は五年珮生簋の「多諫」の諫とともに隸定に問題のある字である。林澧⑥では五年珮生簋の「諫」を「諫」と隸定し、債と訓んでいる。五年珮生尊の「束」も林澧⑧は束と隸定し、やはり債と訓んでいる。しかし、六年珮生簋の「獄諫」という語からこれらの字は獄訟關係の語であることは間違いない。私はこれらの字は獄訟關係の字である「諫」「束」字のヴァリエーションの一つであると思う。西周金文中には諫字の用例は全くないが、諫字の用例があるので、以下にその一部を挙げる。

・親簋(『中國歷史文物』二〇〇六年第三期、封面)

隹(唯) 廿又四年九月既望庚寅、王在周、各(格) 大室、卽立

(位)、嗣(司) 工(空) 遼人、右(佑) 親、立中廷、北鄉(嚮)、

王乎(呼) 作册尹乍(作) 隴(申) 令(命) 親曰、更(賡) 乃且(祖)

服、乍(作) 冢嗣(司) 馬、女(汝) 其諫(諍) 隴(訊) 友彘(鄰)、

取徵十疋、易(賜) 女(汝) 赤市(紱) 幽黃(衡) 金車・旂、

女(汝) 廼苟(敬) 夙(夙) 夕、勿灋(廢) 朕令(命) 女(汝)

肇宮(享)、親捧(拜) 頤(稽) 首、對揚天子休、用乍(作) 朕

文且(祖) 幽白(伯) 寶毀、親其萬年、孫子其寶用

・大孟鼎(集成二八三七)

……王曰、孟、廼盟(紹) 夾死(尸) 嗣(司) 戎、敏諫罰訟、

夙夕盟(紹) 我一人鞏(烝) 四方、雩(于) 我其適省先王受民受

(授) 彊(疆) 土、易(賜) 女(汝) 鬯一卣・一(禩) 衣・市(紱)・

鳥・車・馬、易(賜) 乃且(祖) 南公旂、用還(狩)、……

いづれも、一見してわかるように獄訟關係の語として使用されている。諫は『說文解字』言部に「諫、證也、从言、束聲」とあり、『說文解字』言部には「證、告也」といい、『集韻』刪部には「諫、諍也」とある。上擧した親簋の「其諫(諍) 隴(訊) 友彘(鄰)、取徵十疋」は部下の訴訟を裁判した場合は訴訟費用として十疋(鈔) を徴收せよという意味、大孟鼎の「敏(審) 諫(諍) 罰訟」は諍訟を審罰せよという意味で、諫が獄訟關係の字であることが確かめられる。

「弋(式) 許」は五年珮生簋には「弋(式) 白(伯) 氏從許」となっている。「弋(式)」は『毛詩』小雅・南有嘉魚「嘉賓式燕以樂」の鄭

玄箋に「式、用也」ある用の義である。この部分は次代の璽氏の宗君である璽伯虎が分室に同意したので、と云う意味に解せる。

「勿吏（使）散亡」の散亡は散失・亡失の義で、錯綜している所有関係を適切に処理しないと、本来は璽氏のものである人民や田を散失するので、諍訟を片付ける必要があると述べている部分である。

「余宥其參、宥其貳」の宥は『説文解字』宥部に「宥、過也。一曰洞屋。从宀、碣省聲」と云う。朱駿聲『説文通訓定聲』水部に「蕩、段借又爲宥」とあり、蕩の段借字であるとす。

・不嬰簋蓋（集成四三二八、四三二九）

不嬰、駿（馭）方・厥（獵）允（狃）廣伐西兪、王令（命）我羞追于西、余來歸禽（擒）、余令（命）女（汝）御（禦）追于罾（洛）、

女（汝）曰（以）我車宥（蕩）伐厥（獵）允（狃）于高陶、……

・四十二年逯鼎（新收七四五—一、七四五—二）

……女（汝）夾長父曰（以）追搏（搏）〔伐〕戎、乃卽宥（蕩）伐于弓谷、女（汝）執嚙（訊）隻（獲）馘孚（俘）器・車馬、女（汝）敏于戎工（功）、……

この二銘に見える宥は朱駿聲の云うように蕩の段借字である。蕩には『周禮』地官・掌節「以英蕩輔之」の鄭玄注に引く杜子春「蕩、當爲取」に云う「取」の義がある。よって「余宥其參、宥其貳」は「余取其參、（女）取其貳」であり、君氏と琿生の分室の分割比率が三對二（3…2）であることを示したものである。五年琿生簋によれば、當初は三對二と二對一（2…1）の二種の分割比率が提案されているが、結局は三對二で決着がついたらしく、五年琿生尊にはこの比率し

か記載していない。

これらの句は、君氏が命じて「我が采邑に附隨する人民と田には諍訟が多い。（璽伯）虎が分室を承諾したので、（諍訟を速やかに処理して）璽氏の人民・田を散失させてはいけない。分室においては余が五分の三を取るから、琿生は五分の二を取れ」と云った、という意味である。

其覲（兄）公、其弟乃余。

「覲」を兄の段借にしている例は多い。王孫遣者鐘の父兄はその一例である。

・王孫遣者鐘（集成二六一）

……用濼（樂）嘉賓・父覲（兄）、及我俚（朋）友、……

「其の兄は公、其の弟は乃ち余」と云う文は、あまりにも簡潔にまとめられた五年琿生尊の銘文にはわざわざ書き入れる必要がないように見える。強いて「余宥（取）其參、宥（取）其貳」の後に入れて「あるのは、當初、三對二か二對一かいずれかで分割するとしていたのが、結局は琿生に有利に三對二に分割してくれたので、族兄弟であるが故にこのように自分に配慮してくれたと云う感謝の思いから、必要な他の文言を排してまで強いてここに入れたと考えられる。

この句は、公は族兄であり、余は族弟であるので、このように配慮してくれた、と云う意味であろう。

龜(惠) 大章(璋)、報寤(婦) 氏帛束・璜(衡) 一。

この句は五年珣生簋では「余冢(惠) 于君氏大章(璋)、報寤(婦) 氏帛束・璜(衡)」となっている。

「龜」「冢」はいずれも夷聲の字で惠の段借である。『荀子』大略「賤者惠之」の楊倞注に「惠、亦賜也」、『周禮』地官・司救「而以王命施惠」の孫詒讓正義に「凡以財物與人、竝謂之惠」、『文選』吳質「答東阿王書」「奉所惠祝」の呂延濟注に「惠祝、賜也」とあって、祝、惠祝の義である。夷聲の字では

・東田尊(集成五九八二)

唯東田惠(惠) 于金、自作(作) 寶彝、其萬年、子孫永寶用言(享)

に見える惠も惠の段借で同義である。「報」は『玉篇』幸部に「報、酬也」、『集韻』豪部に「報、進也」とあり、返禮として進上するという義である。

この句は、珣生が分室の命を出した君氏に大璋を祝り、それを傳達した婦氏に返禮として帛束・璜(衡)一を進上した、という意味になる。

有嗣眾(皆) 彝(賜) 兩辟(璧)。

「眾」は『說文解字』目部に「眾、目相及也。从目、从隸省」とあり、隸・逮と通假していた。『爾雅』釋詁下に「逮、與也」とあり、『左傳』哀公六年「君與不信群臣乎」の杜預注に「與、皆也」とあるので、こ

の眾は「與」「皆」の義であろう。「彝」については李學勤<sup>⑩</sup>に郭沫若の易溢同字説を引いて

「彝」即「賜」、與德簋作「益」相似。

と云う。この部分は受動態で、有嗣たちが各人とも兩璧を賜ったという意味である。

六年珣生簋には同じことを「白(伯) 氏則報辟(璧)」と記してある。この分室の件は六年珣生簋では有嗣による實地賅查の後に有嗣に璧を贈ったところで終結したことになっている。五年珣生尊にも同じ終結部分がこのように書かれていることは、多くの釋讀にあるように五年珣生尊には發端の部分だけが書かれていたとすることはなく、大幅な省略があるが、分室の件の全篇が書かれていたと解するべきである。

これにより、五年珣生尊が作られた時点では既に分室の件は終結していたことを意味している。つまるところ、五年珣生簋と六年珣生簋は發端、經過、終結がいずれも詳細に書かれているが、五年珣生尊は發端はやや詳しく、經過は省略し、終結は簡潔に書いているのである。

珣生對揚朕宗君休、用乍(作) 盟(召) 公隣盥(彝)。用斝(祈) 卣(通) 泉(祿)、得屯(純)、霽(靈) 冬(終)、子孫永寶用止(之) 言(享)。

「盟公」は六年珣生簋の「烈祖盟公」と同じく盟公奭を指す。盟氏の宗族の基となった盟公奭を顯彰したのである。

「盥」について王進鋒<sup>⑪</sup>は

按、僖从行从慮从皿、其中行、皿表形旁、慮表聲旁。慮古音在支部、與職部的「彝」音很近、就應當讀爲「彝」。彝、器也、『爾雅』釋器「彝、器也」、『說文』「彝、宗廟常器也」。

と述べ、彝のことであると述べている。この尊は別段特殊な器形でもないので、この王進鋒説は正しいと思う。「𩇑」字を李學勤<sup>⑩</sup>はこのように隸定したうえで、上下の止に挟まれた部分を「同」字とみなし、

「𩇑」字「同」省聲、讀爲「通」

としている。「𩇑象」の部分は金文では一般に福祿・通祿となつていたので、この字釋も正しいと思う。

これらの句は琯生が宗君による分室に感謝し、それを記念するため、始祖鬲公奭の彝器を作ったこと、その彝器をもって鬲公を祭祀し、その靈力で通祿（福祿）・得純（天佑）・靈終（長壽）に恵まれますようにと祈ること、末代の子孫までこの彝器を用いて鬲公を祭祀するようにと云うことを記したもので、金文末尾の常套句である。

其又（有）敢鬲（亂）、茲命曰「女（汝）事鬲（召）人、公則明亟（殛）」。

この部分の「茲命曰」以下は諸氏が指摘するように『左傳』僖公二十八年の「有渝此盟、明神殛之」や『侯馬盟書』の盟書の末尾の文に類似している。

「鬲」は亂の段借である。

琯生は鬲氏の直系から分室しているが、『左傳』桓公二年の

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究 第一號

故天子建國（杜注・立諸侯也）、諸侯立家（杜注・卿大夫稱家）、卿置側室（杜注・側室衆子也、得立此一官）、大夫有貳宗（杜注・適子爲小宗、次者爲貳宗、以相輔貳）、士有隸子弟（杜注・士卑、自以其子弟爲僕隸）、庶人工商各有分親、皆有等衰（杜注・庶人無復尊卑以親疏爲分別也）、是以民服事其上、而下無覬覦。や『左傳』襄公十四年の

何爲天生民、而立之君、使司牧之、勿使失性、有君而爲之貳、使師保之、勿使過度、是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人工商卑隸牧圉皆有親暱、以相輔佐也。

よれば、鬲氏のような卿・大夫の家から分室した場合、側室・貳宗と呼ばれるものになった。完全に獨立するのではなく、宗族中にとどまり、宗君を輔貳した。「事鬲人」とはその言いである。

「明亟」の明は「昭」の義、亟は成公十二年の「明神殛之」の「殛」の段借、杜預注に云う「殛、誅也」の「誅」の義であろう。

宗君の命で三對二の比率で分室した。この分室の盟約を亂すことがあれば、余を「琯生は鬲氏に事える人である（にもかかわらず、鬲氏の盟約に背いた）ので、鬲公の神靈よ、琯生を誅殺せよ」と呪詛せよ、と云う意味である。

## II 五年琯生臺

佳（唯）五年正月己丑。琯生（甥）又（有）事。鬲（召）來合事。余獻。

「佳（唯）五年正月己丑」は分室の件が持ち上がった日付である。

「有事」について白川靜<sup>⑤</sup>は瑠生の所で祭事が有ったとするが、林澧

③は

「有事」就是有訟事

としている。「有事」に續いて「置來合事」とあり、合事が「事を合議」するの意に解せるので、祭事・訟事が有ったと云うよりは、瑠生にはもともと分室したいと云う願望があり、それが瑠生と置氏の宗君の間での交渉事になっていたので「有事」と表現していると思う。したがって、もとより分室の問題があつたところ、分割案ができたので、五年の正月己丑の日にそれを合議するための會合が持たれた、と云う意味であろう。

「余獻」の獻について林澧<sup>③</sup>は『國語』晉語六の章昭注「獻、致饗也」を引いて饗を致すこととしている。合議の際に饗宴が開かれたのである。

寤（婦）氏曰（貽）壺、告曰「曰（以）君氏令（命）」、曰「余老止（矣）。公僕（附）章（壙）土（徒）田多諫（諍）。弋（式）白（伯）氏從許、公宥（取）其參、女（汝）則宥（取）其貳。公宥（取）其貳、女（汝）則宥（取）其貳。公宥（取）其貳、女（汝）則宥（取）其貳。」

客が主人に物を贈り、主人が客に賓禮を贈り返すのは當時の禮である。ここには婦氏が瑠生に壺を贈ったと書いてあるが、上述したように五年瑠生尊では帛五尋と壺二を贈ったと書いていて、兩器の記述に

簡繁の違いがある。壺が主なる贈品、帛は附隨品だったので省略したのであろう。

「曰（以）」がなく、五年瑠生尊のように「君氏令（命）曰……」と書いてあれば、君氏が合議の場にいたと勘違いするところだ。君氏は六年瑠生簋では既に物故して幽伯と諡號で呼ばれているので、合議の場に出席できないほど老衰していたようである。

君氏の命の内容は五年瑠生尊より詳しいが、五年瑠生尊の「勿使散亡」が脱落している。この脱落の状況から見ると、君氏の命の内容はこれら三器に記していることよりもっと多かつたと考えられる。

ここには君氏の分割案として三對二と二對一の二案が挙げられている。このどちらにするかが合議の主要な議題であつたと思われる。後々の採め事を防ぐには現宗君の命だけでは足りず、次宗君である置伯虎による承諾が必要である。「式伯氏從許」はそれを表現したものである。瑠生と置伯虎との合議の結果、分割比率は五年瑠生尊にあるように三對二の案になった。これは推測であるが、この瑠生有利の分割は君氏の命の脱落部分に三對二の案を推奨する意見が含まれていたことに由来していたのではなからうか。

余專（惠）于君氏大章（璋）、報寤（婦）氏帛束・璜（衡）。

君氏に大璋、婦氏に帛束と衡を返禮として贈ったことを記している。五年瑠生尊には「惠（惠）大章（璋）、報寤（婦）氏帛束・璜（衡）」とあり、衡の個数が書いている分、詳しい。これを含めて三器銘

文を比べると、五年瑯生尊では君氏・婦氏に關する贈與の記述が丁寧で、五年瑯生簋・六年瑯生簋になると君氏・婦氏に關する記述が全體に簡略化し、鬲伯虎に關する記述がより丁寧になった印象を受ける。宗君が代替わりしたからであろうか。

鬲(召)白(伯)虎曰「余既飗(訊)、戾(厭)朕考我母令(命)」。余弗敢鬲(亂)。余或(又)至(致)我考我母令(命)。瑯生(甥)則董(覲)圭。

「飗(訊)」は聽聞の意。

「戾」は「从厂、吳聲」で、甲骨文では吳となっている。これを「斨」に讀んだのは吳大澂で、以後、羅振玉・王國維もこれを採用し、現在に至るも異論がない。『毛詩』周南・葛覃「服之無斨」の毛傳に「斨、厭也」、『禮記』大傳「無斨於人斯」の鄭玄注に「斨、厭也」とある「厭」の義とする。師詢簋

……女(汝)乃聖且(祖)考克專(輔)右(佑)先王、乍(作)卑(厥)宏(肱)爰(股)、用夾鬲(紹)卑(厥)辟、奠大令(命)、盥鬲(盥)手(于)政、肆(肆)皇帝亡哭(斨)厭、臨保我又(有)周、孚(于)四方民亡不康靜(靖)、……(集成四三四二)

の用例から見ても、その正しさがわかる。ここの鬲と五年瑯生尊の鬲は鬲聲で亂の段借である。牧簋の

……王若曰、牧、昔先王既令(命)女(汝)乍(作)嗣(司)士、今余佳(唯)廢改、令(命)女(汝)辟百寮(僚)、又(有)

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究 第一號

回(炯)事包、廼多鬲(亂)、不用先王乍(作)井(型)、亦多庶民、……(集成四三四三)も同例である。

「至」は「致」の段借。『爾雅』釋詁上「迄、至也」の郝懿行正義に「至、通作致」と云う。

「董」は善夫山鼎や頌鼎の

……易女(汝)玄衣黼屯(純)赤市(紱)朱黃(衡)縑(纓)旂(攸)箋(勒)用事、頌捧(拜)稽首、受令(命)册、佩以出、反(返)入董(覲)章(璋)、……(集成二八二七、二七二八、二八二九)

にも見える。李學勤②はその注「一四」に

善夫山鼎、頌鼎的「反入董璋」、四十三年佐鼎「反入董圭」、以及『左傳』僖公二十八年「出入三覲」、也均應如是解。舊讀爲「瑾」、失之。

と云い、「覲」と讀んで獻上、進上の義とする。

これらの句意は、鬲伯虎が「余は既に聞いており、父母の命に満足している。余はそれを亂すようなことはない。余は父母の命を實行するつもりだ」と云ったので、瑯生は鬲伯虎に圭を贈った、ということである。

### III 六年瑯生簋

佳(唯)六年四月甲子、王才(在)葦。

「莽」は鎬の周邊の辟雍附近にあつたらしいが、位置は不明。周王がよく滞在している場所である。この形式は一般的な大事紀年の形式である。

上述したように五年珮生尊が作製された時点で分室の件は終結しているので、六年四月甲子は分室の件が終結した日ではない。珮生が亡き幽伯・幽姜の恩徳を想い、五年珮生簋と六年珮生簋を作製させた日であると考えられる。

鬲(召) 白(伯) 虎告曰「余告慶」。

「慶」は『毛詩』大雅・皇矣「則篤其慶」の毛傳に「慶、善也」とある「善」の義。

鬲伯虎が采邑の人民・田に關する裁判されたの経過を説明する前に珮生に慶祝を傳えた部分である。

曰、「公卒(厥) 稟貝用獄諫(諍)、爲白(伯)。

「曰」以下が鬲伯虎による経過説明の部分。

「公」は鬲伯虎の父の君氏(幽伯)で、「卒(厥)」は先秦文獻の「之」に相當する。「稟」は『說文解字』前部に「稟、賜穀也」、『淮南子』原道「稟授無形」の高誘注に「稟、給也」とあり、賜給の義である。貝は財物であったが、貨幣として流通していたかは定かではない。西周金文によれば、裁判費用は三斗・五斗という單位で徴收されている。

この斗という單位は青銅の重さの單位なので、本來ならば青銅で徴收されたはずである。この場合は財物である貝を青銅に換え、それで裁判費用をまかなったのであろう。林澧<sup>③</sup>は

《周禮・大司寇》「以兩造禁民訟、入束矢于朝、然後聽之。以兩劑禁民獄、入鈞金三日乃致于朝、然後聽之」。本銘之「稟貝」、蓋相當于「入束矢」或「入鈞金」、爲獄訟之手續。

としている。ただ林澧<sup>③</sup>は「諫(諍)」を債としているが、「獄債」という語はなじまない。「獄諫」と隸定し、裁判そのものを意味すると解すべきである。

「爲伯」は「爲獄諫余」の省文で、裁判の當事者になってこれを處理したのは余(鬲伯虎)であるの間接話法的表現であろう。

よって、曰以下は、君氏から給わった貝は裁判費用に用いた。裁判を采配したのは余自身である、と云う意味になる。

又(有) 串(底) 又(有) 成。亦我考幽白(伯) 幽姜令(命)、余告慶。

「祇」について林澧<sup>③</sup>は

底原篆作串、《三體石經》假串爲祇、本銘當讀作底、訓定。とし、また「有成」については

《國語・晉語》「范宣子與和大夫爭田、久而無成」、《左傳》昭十四年「邢侯與雍子爭鄆田、久而無成」、注皆云「成、平也」。本銘「有底有成」當指這場爭訟平息、有了結局。

としている。「有成」は馱鐘（集成二六〇）、史頌鼎（集成二七八七、二七八八）、多友鼎（集成二八三五）など多くの金文に見える語で成功裏に終結したことを表す。

句意は、裁判は成功裏に決著した、これは我が父母幽伯・幽姜の命によるものであった、慶び申し上げます、となる。

余曰（以）邑囙（訊）有嗣（司）、『余典、勿敢封。』

「典」は格伯簋

佳（唯）正月初吉癸巳、王才（在）成周、格白（伯）爰（援）  
借作換（）良馬乘于棚生（甥）、阜（厥）貯卅田、則析、格谷・杜木・  
蘧谷、旆菜、涉東門、阜（厥）書史哉武、立（蒞）盥（畝）成壘  
（壘）、鑄保（寶）設、用典格白（伯）田、其邁（萬）年、子子孫  
孫永保用、雷（集成四二六三）

に見える典と同義で、文書に記録すること。

この句は裁判後の實地検分に關する部分を記したもので、鬲伯虎が自己の采邑について有司（嗣土・嗣馬・嗣工）に尋ね、文書にその状況が精確に記録されればいいのであって、裁判で確定した田などについて改めて封疆する必要はない、と命じたことを云う。

今既囙（訊）。有嗣（司）曰、『屨（厭）令（命）。今余既一名（銘）  
典、獻。』

「一」は『荀子』勸學「一可以爲法則」の楊倞注に「一、皆也」と云う「皆」の義、「名」は銘の段借。『莊子』讓王「今使天下書銘於君之前」の成玄英疏に「銘、書記也」と云う「書記す」の義である。句意は、今、有司に尋ねてみると、命に従いご満足がいくようにいたしました、盡く文書に記録しましたので、その文書を献上いたします、となる。

白（伯）氏則報辟（璧）。

五年珣生尊ではこの部分は「有嗣眾（皆）辨（賜）兩辟（璧）」となっている。簡繁の違いはあるが、鬲伯虎が有司たちを勞い、各人に兩璧を下賜したことを云う。

珣生（甥）奉揚朕宗君其休、用乍（作）朕刺（烈）且（祖）鬲（召）  
公嘗設。其萬年、子子孫孫永寶、用莒（享）于宗。

銘文末尾の常套句である。「奉揚」は對揚と同じである。君夫簋にも

唯正月初吉乙亥、王才（在）康宮大室、王命君夫曰、饋（續）  
求乃友、君夫敢妊（奉）揚王休、用乍（作）文父丁饋彝、子子孫  
孫、其永用之（集成四一七八）

とあり、同様の例が見える。「嘗設」は嘗祭に供する簋。嘗祭は『左傳』桓公五年に「始殺而嘗」と云う嘗祭である。孔穎達の疏に「嘗者薦於宗廟、以嘗新爲名、知嘉穀熟乃爲之也」と云う。

#### IV 訓讀

##### ・五年珮生尊

唯れ五年九月初吉。召姜、珮生に幣五尋・壺兩を言<sup>おく</sup>。君氏の命をもつて曰はく、「余、老す矣。我が附墉の徒田は諫（諍）多し。許すを式<sup>も</sup>て、散亡せ使むる勿かれ。余、其の參を宥<sup>と</sup>らば、其の貳を宥<sup>と</sup>れ」と。其の兄は公、其の弟は乃ち余なり。大璋を惠し、婦氏に帛束・衡一を報ず。有嗣に眾<sup>みな</sup>兩璧を葬<sup>なま</sup>ふ。珮生、朕が宗君の休に對揚し、用て召公の隣葬を作る。用て通祿、得純、靈終を祈る。子孫永く之を寶用し享せよ。其れ敢て亂す有らば、茲れ命じて曰へ、「汝は召に事ふるの人、公則ち明らかに殛<sup>ころ</sup>せ」と。

##### ・五年珮生簋

唯れ五年正月己丑。珮生に事有り。來たりて事を合す。余獻ず。婦氏、壺を目<sup>め</sup>り、告げて曰はく、「君氏の命を目<sup>め</sup>てす」、曰はく「余、老す矣。公の附墉の徒田は諫（諍）多し。伯氏の從許するを式<sup>も</sup>て、公、其の參を宥<sup>と</sup>らば、汝は則ち其の貳を宥<sup>と</sup>れ。公、其の貳を宥<sup>と</sup>らば、汝は則ち其の一を宥<sup>と</sup>れ」と。余、君氏に大璋を惠し、婦氏に帛束・衡を報ず。召伯虎曰はく、「余、既に訊<sup>き</sup>けり。朕が考我が母の命を厭<sup>あ</sup>かしめむ。余、敢て亂さず。余、或た我が考我が母の命を致さむ」と。珮生則ち圭を觀す。

##### ・六年珮生簋

唯れ六年四月甲子、王、葦に在り。召伯虎告げて曰はく、「余、慶<sup>よろこ</sup>びを告ぐ」と。曰はく、「公の稟<sup>よ</sup>ひし具は獄諫<sup>よ</sup>に用ゐたり。爲<sup>な</sup>せしは伯なり。定有り、成有り。亦た我が考幽伯・幽姜の

命なり。余、慶<sup>よろこ</sup>びを告ぐ。余、邑を目<sup>め</sup>て有司に訊く、『余は典するのみ、敢へて封ずる勿かれ』と。今既に訊く。有司曰はく、『命を厭<sup>あ</sup>かしめたり。今余、既に一<sup>ひと</sup>く典に銘<sup>め</sup>ず。獻<sup>けん</sup>ず』と。伯氏則ち璧を報ず」と。珮生、朕が宗君の其の休に奉揚し、用て朕が烈祖召公の嘗段を作る。其れ萬年、子子孫孫まで永く寶とし、用て宗に享せよ。

### 六、結び

宗法・宗族には分らないことが多い。『左傳』桓公二年・襄公十四年の記事に卿・大夫から分室して側室・貳宗ができると書いてあつても、その分室がどのような手順で行われるか分からなかつた。ところが、珮生三器にはその具體的様子が記されている。分室には采邑の人民・田の分割が伴つていたこと、その比率には規則はなく、當事者の合議によつて決まつたこと、分割に際して采邑の人民・田の所屬關係を整理して所屬が明確になるようにしたことなどが明らかになつた。當然、分室しても宗族の一部であり、宗君の支配下にあつたわけで、そのことは五年珮生尊の末尾の「女（汝）事盟（召）人」から分かる。

次に、これら三器がどの王のときの作製かについて書いておこう。厲王時代、或いは共和時代とする説もあるが、王輝<sup>㊦</sup>の

假定召伯虎在宣王初年四五歳左右、則其在厲王末年諫王、補立宣王、則是完全可以的。

とし、宣王期に比定する説が正しいと思う。鬲伯虎の父君氏は五年に

は老隠し、六年には物故している。この五年時に君氏が七十歳、鬻伯虎が五十歳ならば、王輝説のように四十五歳頃に厲王に諫言し、また宣王を補立することが可能である。

最後に『毛詩』との関係について觸れて置きたい。『毛詩』召南・甘棠に

蔽芾甘棠、勿剪勿伐、召伯所茇、蔽芾甘棠、勿剪勿敗、召伯所憩、蔽芾甘棠、勿剪勿拜、召伯所說

という詩があり、『毛詩』召南・行露には

厭浥行露、豈不夙夜、謂行多露、誰謂雀無角、何以穿我屋、誰謂女無家、何以速我獄、雖速我獄、室家不足、誰謂鼠無牙、何以穿我墉、誰謂女無家、何以速我訟、雖速我訟、亦不女從

という詩がある。前者の詩序には「甘棠、美召伯也、召伯之教、明於南國」とあり、鄭箋は「召伯、姬姓、名奭」と云う。後者の詩序には「行露、召伯聽訟也。衰世之俗微、貞信之教興。彊暴之男、不能侵陵貞女也」とあり、鄭箋は「衰亂之俗微、貞信之教興者、此殷之末世、周之盛德、當文王與紂之時」と云う。鄭箋はいずれの詩も殷末のもので、召公奭を稱えて作ったとしているが、果たしてそうだろうか。西周時代の金文や先秦文獻には召公奭を召伯と呼んだ例はない。ところが、甘棠には召公ではなく、召伯が詠み込まれている。召公の子孫は代々召伯と呼ばれたと思われるが、初代の召公は召伯と呼ばれたことはなかったと思う。詩序にいう召伯は召伯虎のことであると思う。三器銘文には召伯虎が自ら裁判を處理したことが記されていて、これらの詩篇と共通するところがある。勿論、歴代の召伯にその可能性があ

るわけだが、詩篇に詠んで後世にまで残るほどの召伯がそう何人もいたはずはない。

#### 拓本出典

- ・五年琿生簋
- ・五年琿生簋
- 『文物』二〇〇七年第八期二〇頁圖三二
- ・五年琿生簋
- 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（修訂增補本、中華書局、二〇〇七年）四二九二
- ・六年琿生簋
- 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（修訂增補本、中華書局、二〇〇七年）四二九三

#### 参考文献

- ① 孫詒讓『古籀餘論』卷中、一九〇三年
- ② 郭沫若『兩周金文辭大系圖錄考釋』（上海書店出版社、一九九九年）下冊
- ③ 楊樹達『六年琿生毀跋』（『積微居金文說』中華書局、一九九七年）
- ④ 陳夢家『西周青銅器斷代』（中華書局、二〇〇四年）
- ⑤ 白川靜『金文通釋』（『白鶴美術館誌』第三十三輯一九四、一九五、一九七一年）
- ⑥ 林澧『琿生毀新釋』（『古文字研究』第三輯、中華書局、一九八〇年）
- ⑦ 李學勤『青銅器與周原遺址』（『新出青銅器研究』文物出版社、一九九〇年（原載『西北大學學報（哲社版）』一九八一年第二期））
- ⑧ 張亞初『西周銘文所見某生考』（『考古與文物』一九八三年五期）
- ⑨ 木村秀海『西周時代の代訴記録―五年琿生毀・六年琿生毀―』（『史林』六九卷二號、一九八六年）
- ⑩ 馬承源『商周青銅器銘文選』（文物出版社、一九八八年）第三冊
- ⑪ 朱鳳瀚『琿生簋銘新探』（『中華文史論叢』一九八九年第一期）
- ⑫ 王玉哲『琿生簋銘新探』（『中華文史論叢』一九八九年第一期）
- ⑬ 斯維至『關於召伯虎簋的考釋及『僕庸土田』問題』（『徐中舒先生九十壽辰紀念文集』、巴蜀書社、一九九〇年）

- ⑭ 沈長雲「琺生簋銘『僕庸土田』新釋」，《古文字研究》第二十二輯，中華書局，二〇〇〇年）
- ⑮ 李學勤「續釋『尋』字」，《故宮博物院院刊》二〇〇〇年第六期）
- ⑯ 王玉哲『古史集林』（中華書局，二〇〇二年）
- ⑰ 劉桓「五年琺生簋、六年琺生簋銘文補釋」，《故宮博物院院刊》二〇〇三年第三期）
- ⑱ 王輝『商周金文』（文物出版社，二〇〇六年）
- ⑲ 李學勤「琺生諸器聯讀研究」，《文物》二〇〇七年第八期）
- ⑳ 寶鷄市考古研究所、扶風縣博物館「扶風五郡西村西周青銅器窖藏發掘報告」，《文物》二〇〇七年第八期）
- ㉑ 辛怡華、劉棟「五年琺生尊銘文考釋」，《文物》二〇〇七年第八期）
- ㉒ 王輝「讀扶風縣五鄉村窖藏銅器銘文小記」，《考古與文物》二〇〇七年第四期）
- ㉓ 吳鎮烽「琺生尊銘文的幾點考釋」，《考古與文物》二〇〇七年第五期）
- ㉔ 陳英傑「新出琺生尊補釋」，《考古與文物》二〇〇七年第五期）
- ㉕ 王占奎「琺生三器銘文考釋」，《考古與文物》二〇〇七年第五期）
- ㉖ 種建榮、楊曉芳「淺談扶風五郡出土『琺生尊』的器形及相關問題」
- ㉗ 王輝「琺生三器考釋」，《考古學報》二〇〇八年第一期）
- ㉘ 劉桓「關於『五年琺生尊』的釋讀問題」，《考古與文物》二〇〇八年第三期）
- ㉙ 羅衛東「讀『五年琺生尊』銘文札記」，《北京師範大學學報（社會科學版）》二〇〇八年第三期）
- ⑳ 王進鋒、邱咏海「五年琺生尊與琺生器人物關係新論」，《寶鷄文理學院學報（社會科學版）》二八卷第三期，二〇〇八年）
- ㉑ 王進鋒「新出『五年琺生尊』與琺生諸器新釋」，《歷史教學》二〇〇八年第六期）
- ㉒ 韓麗「五年琺生簋關鍵字詞集釋」，《安徽文學》二〇〇八年第一期）
- ㉓ 林漢「琺生尊與琺生簋的聯讀」，《古文字研究》第二十七輯，中華書局，二〇〇八年）

（關西學院大學教授）